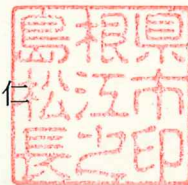


松江市聴覚障がい者コミュニケーション支援事業実施要綱（平成 18 年松江市告示第 217 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 29 日

松江市長 上 定 昭 仁



次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(定義) 第 2 条 この<u>要綱</u>において「聴覚障がい者等」とは、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障がい者又は音声若しくは言語機能障がい者で、松江市に住所を有する者をいう。 2 この<u>要綱</u>において「手話通訳者等」とは、次の各号に掲げる者をいう。 (1) 手話通訳者 島根県が行う手話通訳者養成講習会を修了し、かつ、統一試験に合格した者<u>又はこの者と同等の技能を有すると市長が認める者</u>で、<u>島根県又は松江市に登録された者をいう。</u> (2) 手話奉仕員 島根県若しくは松江市が実施する手話奉仕員養成講習会を修了した者<u>又はこの者と同等の技能を有すると市長が認める者</u>で、松江市に登録された者をいう。 3 この<u>要綱</u>において「要約筆記者等」とは、	(定義) 第 2 条 この<u>事業</u>において「聴覚障がい者等」とは、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障がい者又は音声若しくは言語機能障がい者で、松江市に住所を有する者をいう。 2 この<u>事業</u>において「手話通訳者等」とは、次の各号に掲げる者をいう。 (1) 手話通訳者 島根県が行う手話通訳者養成講習会を修了し、かつ、統一試験に合格した者 _____ _____で _____島根県又は松江市に登録された者をいう。 (2) 手話奉仕員 島根県<u>又は</u> _____松江市が実施する手話奉仕員養成講習会を修了した者 _____ _____で、松江市に登録された者をいう。 3 この<u>事業</u>において「要約筆記者等」とは、

次の各号に掲げる者をいう。

(1)要約筆記者 島根県が行う要約筆記者養成講習若しくは要約筆記者移行者講習を修了し、かつ、統一試験に合格した者又はこの者と同等の技能を有すると市長が認める者で、島根県又は松江市に登録された者をいう。

(2)要約筆記奉仕員 島根県若しくは松江市が実施する要約筆記奉仕員養成講習を修了した者又はこの者と同等の技能を有すると市長が認める者で、松江市に登録された者をいう。

(派遣の範囲)

第4条 略

(1)～(5) 略

(6)前各号に掲げる場合のほか、聴覚障がい者の自立と社会参加を促進するものとして市長が必要と認めるもの

(費用負担)

第8条 第3条第1号の聴覚障がい者等が利用する際は、別表第1に定める費用を市長が負担する。ただし、聴覚障がい者等のコミュニケーションの支援を行う際に必要となる手話通訳者等又は要約筆記者等に係る入場料、参加費、交通費その他これらに類する費用は、派遣を申し込んだ聴覚障がい者等が負担するものとする。

2 第3条第2号及び第3号に掲げる者が利用する際は、別表第2に定める費用を原則申込者が負担し、直接、手話通訳者等又は要約筆記者等へ支払うものとする。ただし、主に聴覚障がい者で構成する障がい者

次の各号に掲げる者をいう。

(1)要約筆記者 島根県が行う要約筆記者養成講習又は____要約筆記者移行者講習を修了し、かつ、統一試験に合格した者____
____で____島根県又は松江市に登録された者をいう。

(2)要約筆記奉仕員 島根県又は____松江市が実施する要約筆記奉仕員養成講習を修了した者____
____で、松江市に登録された者をいう。

(派遣の範囲)

第4条 略

(1)～(5) 略

(6)前各号に掲げる場合のほか、____
____市長が必要と認めるもの

(費用負担)

第8条 第3条第1号の聴覚障がい者等が利用する際は、別表第1に定める費用を市長が負担する。____

2 第3条第2号及び第3号に掲げる者が利用する際は、別表第2に定める費用を原則申込者が負担し、直接、手話通訳者等又は要約筆記者等へ支払うものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認め

団体が主催する会議等であり、聴覚障がい者の自立と社会参加の促進につながるものとして市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(手話通訳者等又は要約筆記者等の名簿登録)

第10条 略

- 2 市長は、前項の申請があった者のうち適当と認められる者を名簿に登録し、これを証明する登録証（手話通訳者証（様式第5号）、手話奉仕員証（様式第6号）、要約筆記者証（様式第7号）又は要約筆記奉仕員証（様式第8号））を交付するものとする。ただし、手話通訳者又は要約筆記者で島根県意思疎通支援者証を所持している場合は、交付を省略できるものとする。

たときは

この限りでない。

(手話通訳者等又は要約筆記者等の名簿登録)

第10条 略

- 2 市長は、前項の申請があった者のうち適当と認められる者を名簿に登録し、これを証明する登録証（手話通訳者証（様式第5号）、手話奉仕員証（様式第6号）、要約筆記者証（様式第7号）又は要約筆記奉仕員証（様式第8号））を交付するものとする。

別表第1を次のように改める。

別表第 1（第 8 条関係）

手話通訳者等及び要約筆記者等費用単価表

種別	費用単価	摘要
手話通訳者	・1 時間まで 1,900 円 ・1 時間を超えた場合、30 分毎に 950 円を加算	・対象時間は、派遣先到着時刻から活動終了時までとする。
要約筆記者		・対象時間が午後 22 時から翌日の午前 5 時までの間の場合又は対象時間が 12 月 29 日から 1 月 3 日の期間内である場合は、費用単価に 100 分の 125 を乗じるものとする。ただし、対象時間が同期間内であり、かつ、午後 22 時から翌日の午前 5 時までの間の場合においては、費用単価に 1 万分の 15,625 を乗じるものとする。
手話奉仕員	・1 時間まで 1,300 円 ・1 時間を超えた場合、30 分毎に 650 円を加算	・自宅から派遣先までの往復の際に生じる交通費を次の区分に応じて支払うものとする。 ア 公共交通機関を利用した場合 実費 イ 自家用車を利用した場合 1 キロメートルにつき 20 円（有料駐車場を利用した場合は当該有料駐車場利用料金の実費額を加算する。）
要約筆記奉仕員		

別表第2を次のように改める。

別表第 2 (第 8 条関係)

手話通訳者等及び要約筆記者等費用単価表

種別	費用単価	摘要
手話通訳者	・1 時間まで 3,000 円 ・1 時間を超えた場合、30 分毎に 1,500 円を加算	・対象時間は、派遣先到着時刻から活動終了時までとする。
要約筆記者		・対象時間が午後 22 時から翌日の午前 5 時までの間の場合又は対象時間が 12 月 29 日から 1 月 3 日の期間内である場合は、費用単価に 100 分の 125 を乗じるものとする。ただし、対象時間が同期間内であり、かつ、午後 22 時から翌日の午前 5 時までの間の場合においては、費用単価に 1 万分の 15,625 を乗じるものとする。
手話奉仕員		・自宅から派遣先までの往復の際に生じる交通費を次の区分に応じて支払うものとする。 - ア 公共交通機関を利用した場合 実費 - イ 自家用車を利用した場合 1 キロメートルにつき 20 円 (有料駐車場を利用した場合は当該有料駐車場利用料金の実費額を加算する。)
要約筆記奉仕員		

様式第 3 号を次のように改める。

年 月 日

手話通訳者等 要約筆記者等 活動報告書

（あて先）松江市長

手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者・要約筆記奉仕員

住所

氏名

下記のとおり（手話通訳・要約筆記）の活動に従事したので報告します。

申込者	住所：..... 氏名：.....
活動日時	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
行 先 (場 所)	
内 容	1 学校関係（参観日・家庭訪問） 2 病院等医療機関 3 官公庁等諸手続 4 相談 5 就職・面接・職場 6 講演会・研修会・会議 7 結婚式・葬儀・法事等 8 その他（ ）
交通費	公共交通.....円（バス・電車・その他／利用区間.....～.....） 自家用車.....km × 20円＝.....円（片道・往復） ※出発地：.....到着地：..... 駐車料金.....円 ※領収書要添付 その他（.....）
特記事項	
事務処理欄	

- 注）1 活動報告書は、派遣費適用（個人派遣等）の場合のみ、活動後1週間以内に提出してください（厳守）。
 2 活動時間は、通訳活動のための場所に到着してから、活動を完了するまでの時間を記入してください。

松江市役所 障がい者福祉課 障がい者政策係（〒690-8540 松江市末次町86番地）
 FAX：0852-55-5309 TEL：0852-55-5033

様式第4号を次のように改める。

登 録 申 請 書

（ 手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者・要約筆記奉仕員 ）として、松江市に登録することを申請します。

年 月 日

住 所 _____

（フリガナ）

氏 名 _____

生 年 月 日 _____

電 話 () _____

F A X () _____

E-M a i l _____

（あて先）松江市長

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。